

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

ページ

○県の発行する印刷物の販売に関する規則の一部を改正する規則	(県政情報・文書課)	一
○個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	一
○産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(税 務 課)	二
○駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	(管 財 課)	二
○ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策課)	(同)	二
○肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則	(同)	二
告 示		
○指定納付受託者の指定	(管 財 課)	三
○宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(同)	三
○知事指定薬物の指定の失効	(業 務 課)	三
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	三
○道路の供用開始 (二件)	(道 路 課)	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(都市環境課)	四
公 告		
○開発行為に関する工事の完了 (二件)	(建築宅地課)	四
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		五
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		五

規 則

県の発行する印刷物の販売に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

県の発行する印刷物の販売に関する規則の一部を改正する規則

県の発行する印刷物の販売に関する規則(平成十年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(代金の納付方法)

第四条 有償印刷物の代金は、次に掲げる方法のいずれかにより納付しなければならない。

一 現金による方法

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する方法

2 前項の規定にかかわらず、有償印刷物の購入を希望する者(以下「購入者」という。)が次に掲げる者であるときは、知事の発行する納入通知書により有償印刷物の代金を納付することができる。

一 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体

二 県外に居住する者

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の県の発行する印刷物の販売に関する規則の規定は、令和七年二月一日から適用する。

個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十号

個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報保護に関する法律施行細則(令和五年宮城県規則第九号)の一部を次のように改正する。第九条第五項中「現金又は郵便為替で納付する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加え

る。

一 現金により納付する方法

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託して納付する方法

三 郵送等により保有個人情報記録されている行政文書の写しの交付を受ける者が県外に居住している場合にあっては、知事の発行する納入通知書により納付する方法

様式第三号中「**着付してください。**」の下に「**なお、県外に居住する方は、知事の発行する納入通知書により着付することができます。**」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の個人情報の保護に関する法律施行細則の規定は、令和七年二月一日から適用する。

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十一号

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和六年宮城県条例第七十四号）の施行期日は、令和七年三月三十一日とする。

駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

駐車場条例施行規則（平成十九年宮城県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「現金」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十三号

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則（平成二十六年宮城県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「**被保険者証の記号・番号**」を「**記号・番号**」に、「**被保険者証の発行機関名**」を「**保険者名**」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の規定による様式第一号については、当分の間、改正後のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の規定による様式第一号とみなす。

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則（平成三十年宮城県規則第百八号）の一部を次のように改正する。

別表七十歳未満の項中「発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証」を「行う限度額適用認定又は限度額適用・標準負担額減額認定」に改め、同表七十歳以上七十五歳未満の項中「医療保険者が発行する高齢受給者証の」を「医療保険における」に改め、同表七十五歳以上の項中「後期高齢者医療被保険者証の」を「後期高齢者医療制度において」に改め、同表備考中「後期高齢者医療被保険者証の」を削る。

附 則

告 示

この規則は、公布の日から施行し、改正後の肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則の規定は、令和六年十二月二日から適用する。

○宮城県告示第百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

アマノマネジメントサービス株式会社 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目三番二十二号

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料

三 指定年月日

令和六年十一月八日

四 指定期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市港北区菊名七丁目三番二十二号

アマノマネジメントサービス株式会社

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料

三 指定年月日

令和六年十一月八日

四 委託年月日

令和六年十一月十二日

五 委託期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第百三十五号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

化学名（ハR）ⅠN、N－ジエチル－六－メチル－「三」（トリメチルシリル）プロパノイル」－九、十一ジデヒドロエルゴリン－八－カルボキシアミド及びその塩類（通称名…一S－I－L－S－D）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第五号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

令和七年三月十五日

○宮城県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

白石市福岡蔵本字箱森一三四の四・一三四の五・小原字大四坊四四の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

白石市小原字深萱一三の三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	丸森梁川線	伊具郡丸森町字土ヶ森一三番七地先から同郡同町字大畑一八番三地先まで	令和七年三月十四日

○宮城県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和七年三月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	丸森柴田線	角田市坂津田字上一一六番一地先から同市坂津田字千海田五三番二地先まで	令和七年三月二十一日午後三時

○宮城県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

川崎町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

2 名称

川崎町公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十年三月二十二日から令和七年三月三十一日まで」を「昭和五十年三月二十二日から令和十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

昭和五十年三月二十一日宮城県告示第百八十九号、昭和五十三年一月十三日宮城県告示第四十七号、昭和五十七年三月十五日宮城県告示第四百二十八号、平成元年九月二十八日宮城県告示第千二百六十九号、平成七年十二月五日宮城県告示第千三百八号、平成九年四月十五日宮城県告示第五百八十七号、平成十四年三月十九日宮城県告示第百六十九号、平成二十六年三月二十八日宮城県告示第百三十二号、令和五年三月三十一日宮城県告示第百四十五号の事業地に、川崎町大字川内字北川原山の一部を加える。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和七年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
岩沼市南長谷字吹上南五十六番、五十七番、五十八番、五十九番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩沼市南長谷字櫛七番地

[illegible]